

該都道府県が所有する法第二条第一項第五号の「水道又は工業用水道の用に供するダム」の用に供する固定資産」とみなして市町村交付金の客体とするものとされたのである。

(六) なお、ダム使用権の設定は、多目的ダムの建設を完了したときは、ただちに、行われるものであるが、ダム使用権の設定前にダム使用権の設定予定者が国土交通大臣の許可を受けて多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供することができるものとされている(特定多目的ダム法第十三条)ので、このようなダム使用権設定前の利用の場合は国土交通大臣が管理する多目的ダムとして同様に市町村交付金の客体とするものとされている。

(七) また、本条の規定によって多目的ダムの管理者である国又は都道府県が当該ダム所在の市町村に対して交付する市町村交付金は、結局、当該多目的ダムに係る電気事業者又は水道事業者等に転嫁される仕組みになっている。

すなわち、特定多目的ダム法第三十五条において、毎年三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供している者(電気事業者又は水道事業者等)は、翌年の六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し市町村に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならぬものとされており、電気事業者又は水道事業者等は、結局、建設費の一部を負担することによってダムの所有権に代わるものとして取得したダム使用権について固定資産税に代替する性格の市町村交付金を実質的に負担することになっている。

二 特定多目的ダムに係る市町村交付金の算定標準額となるべき価格

(一) 本条による特定多目的ダムに係る市町村交付金の算定標準額となるべき価格については、政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載され又は記録された当該多目的ダムに係る固定資産の価格とみなして交納付金

法の規定（法第二十二條の国有財産台帳の閲覧の請求等の規定を除く。）を適用することとされたものである。

多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分について、政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該多目的ダムに係る固定資産の価格とみなすこととされているが、政令で定める方法により算出した額とは発電事業者又は水道事業者若しくは工業用水道事業者ごとに次によるものであること（令一一・規則九）。

ア 発電事業者又は水道事業者若しくは工業用水道事業に係るダム使用権が多目的ダムの建設完了時に設定される場合（特定多目的ダム法第十七條の規定によりダム使用権が設定される場合）

土地にあつては、①、家屋及び償却資産にあつては②に掲げる算式により算出した価額であること。

① 土地

当該多目的ダムの用に供する土地の取得に要した費用の額 \times $\frac{\text{特定多目的ダム法第7条第1項の負担金の額}}{\text{当該多目的ダムの建設に要する費用の額}}$

② 家屋及び償却資産

（当該多目的ダムの用に供する家屋及び償却資産の一度から前々年度までの年度の建設に要した費用の額 \times $\frac{\text{当該多目的ダムが建設された年度の特定多目的ダム法第7条第1項の負担金の額}}{\text{当該多目的ダムの建設に要する費用の額}}$ ）

イ 発電事業者又は水道事業者若しくは工業用水道事業者に係るダム使用権が多目的ダムの建設完了後に設定される場合（特定多目的ダム法第二十七條の規定によりダム使用権が設定される場合）

土地にあつては③、家屋及び償却資産にあつては④に掲げる算式により算出した価額であること。

③ 土地

特定多目的ダム法第27条の納付金の額 × $\frac{\text{当該多目的ダムの用に供する土地の取得に要した費用の額}}{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}$

④ 家屋及び償却資産

特定多目的ダム法第27条の納付金の額 × $\frac{\text{当該多目的ダムの用に供する家屋及び償却資産の取得に要した費用の額}}{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}$

— $\frac{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}$

— $\frac{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}$

ウ 前記ア及びイの算式については、次の事項に留意すること。

(ア) 算式①及び②中「特定多目的ダム法第7条第1項の償却金の額」は、発電事業者又は水道事業者若しくは工業用水道事業者のそれぞれが負担する当該多目的ダムの建設に要する費用の負担割合であること。

(イ) 算式②中「当該多目的ダムが建設された年度から前々年度までの年度の数に応じて計算した減価の価額」は、次の算式により算出した価額であること。

なお、算式④中「ダム使用権の設定を受けた年度から前々年度までの年度の数に応じて計算した減価の価額」もこれに準じて算定されるものであること（則九）。

a 前々年度中に多目的ダムが建設された場合

多目的ダムの用に供する家屋及び償却資産の建設に要した費用の額 × 減価率 × $\frac{1}{2}$

(注) 減価率は、発電の用途に係る場合は0.0402、水道又は工業用水道の用途に係る場合は0.028とされる。bにおいて「も同じ」。

b 前々年度前に多目的ダムが建設された場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{多目的ダムの用に供する家屋及び} \\ \text{償却資産の建設に要した費用の額} \end{array} \right) \times \text{減価率} + \text{前年度の減価の価額}$$

ただし、上記により算出された額が多目的ダムの用に供する家屋及び償却資産の建設に要した費用の額の100分の95に相当する額を超える場合は当該100分の95に相当する額とする。すなわち、残存価格を取得価額の5%としているものであること。

なお、昭和四十九年三月三十一日までに建設された多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電の用に供する部分については、前記ア及びイの算式を適用せず、従来の方法である特定多目的ダム法第二十七条に規定する方法と同一の方法により算出した額とすることとしている（令附則第八項）。特定多目的ダム法第二十七条の規定に基づく納付金の算定と同一の方法により算定した額とは、同法施行令第十五条に規定されているとおり、当該ダム使用権の設定の目的である用途に係る妥当投資額から、当該多目的ダムの関連施設でもつぱら当該用途に供されるものの設置に要する費用を控除した額とされている。このように、前記ア及びイの算式を適用せず、昭和四十九年度改正前の算出方法を踏襲することとしたのは、価格の算出方法の変更による市町村交付金の額の急激な変動を避けるためである。

(二) 特定多目的ダムで発電の用に供されるものは、法第二条第一項第四号に規定する「発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産」と、水道又は工業用水道の用に供されるものは同条同項第五号に規定する「水道又は工業用水道の用に供するダム」の用に供する固定資産」とみなされるものであるから、発電の用に供されるものは特例はないが、水道又は工業用水道の用に供されるものは法第四条第四項に規定する「交付金算定標準額の特例」は、適用がある。